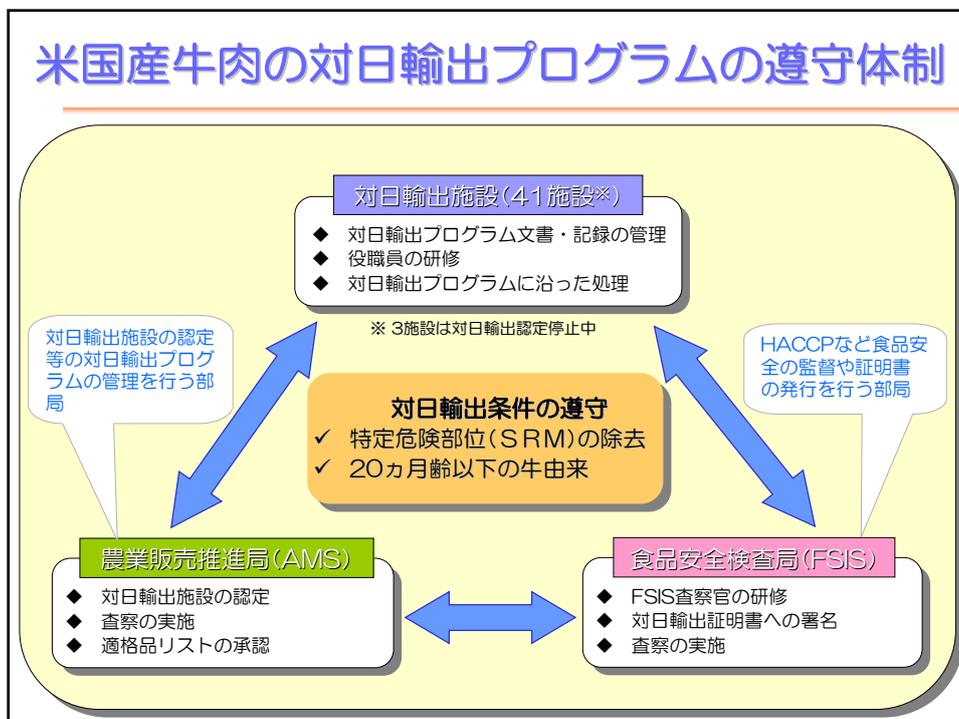


米国産牛肉等の対応経緯

年月日	対応等
H15. 12. 24	米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入停止
H16. 10. 23	日米局長級会合 (共同プレス発表) 【対日輸出プログラムの主な内容】 ① 特定危険部位 (SRM) の除去 ② 20ヵ月齢以下の牛由来の牛肉等
H17. 5. 24	食品安全委員会への評価依頼
H17. 12. 8	食品安全委員会からの答申
H17. 12. 12	米国産牛肉の輸入の再開
H18. 1. 20	米国産牛肉の輸入手続の停止
H18. 6. 20・21	日米局長級テレビ会合 (共同プレス発表) 【主な日本側の措置】 ① 対日出荷の再開前に全対日輸出施設の調査の実施 ② 米国農務省による坂打ち査察への同行 ③ 輸入業者の協力による全箱確認を含む日本の水陸での検査強化
H18. 7. 27	全対日輸出施設の調査 (6. 24～7. 23) を踏まえ、米国産牛肉の輸入手続再開を決定 (輸入手続再開後6ヵ月間は検証期間として新規施設認定をしない。)
H18. 11. 26～12. 13	対日輸出施設の現地査察 (8施設 (うち2施設は米国側坂打ち査察への同行))
H19. 5. 20～5. 25	OIE総会 (米国のBSEステータス決定) (「管理されたリスクの国」と決定 → 月齢条件なしで輸出可能)
H19. 6. 13	対日輸出施設等の現地査察 (5. 13～28) の結果及び共同プレス発表 (対日輸出プログラムの遵守の検証期間の終了)
H19. 6. 27・28	日米間の技術的な会合 (第1回)
H19. 8. 2・3	日米間の技術的な会合 (第2回)
H20. 8. 26～8. 31	対日輸出認定施設等の現地査察 (10施設)
H20. 9. 19	対日輸出認定施設等の現地査察結果公表

米国産牛肉の対日輸出プログラムの遵守体制



米国産牛肉の混載事例の概要 ①

事案	事案の概要	原因及び改善措置
「胸腺」の混載 H18. 11. 8公表	スイト社グリーン工場から出荷された牛肉等（760箱、約11ト）に適格品リストに記載のない胸腺1箱が混載（当該品は、20か月齢以下の牛に由来するもの）	【原因】内蔵部門におけるスキャナーが正常に作動していなかったこと等 【改善措置】スキャン手順の修正（再プログラミング）、確認体制の強化等
「牛ばら肉」の混載 H19. 2. 16公表	タワ社レバレッジ工場から出荷された牛肉（471箱、約9.2ト）に対し輸出基準（20ヶ月齢以下と証明される牛由来）に違反する可能性のある牛肉2箱が混載	【原因】スキャン担当者がスキャナーのエラーメッセージを無視して非適合品を積載したこと等による人的エラー 【改善措置】スキャナーシステムの変更（異常時の自動停止）、確認体制の強化
「牛タン」の混載 H19. 4. 6公表	カギル社ドッグシティ工場から出荷された牛タン（250箱、約2ト）に日本向けでない牛タン4箱が混載	【原因】箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付し、そのうちの4つが日本向けでないものに使用された管理措置の不備 【改善措置】専用エリアでの日本向け製品の包装・箱詰め、予めの蓋へのラベル貼付の禁止等
「センマイ（第三層）」の混載 H19. 5. 18公表	カギル社フォートゲイ工場から出荷された牛肝臓（2,889箱、約18ト）に衛生証明書に記載のない牛センマイ1箱が混載（当該品は、20か月齢以下の月齢証明牛由来である可能性が極めて高い）	【原因】箱の蓋に予め対日輸出用ラベルを貼付し、そのうちの4つが日本向けでないものに使用された管理措置の不備 【改善措置】専用エリアでの日本向け製品の包装・箱詰め、予めの蓋へのラベル貼付の禁止等
「牛すじ」の混載 H19. 10. 17公表	カギル社ドッグシティ工場から出荷された牛すじ（1,333箱、約9ト）に日本向けでない牛すじ225箱が混載	【原因】冷蔵保管倉庫において、集荷・積載の際に製品コードを検知・確認できなかった管理措置の不備 【改善措置】全箱のスキャンの実施、確認体制の強化等
「21ヶ月齢由来牛肉等」の混載 H20. 1. 12公表	スミフィールド社メイバックス工場から出荷された牛肉等について、21か月齢に由来する牛肉等が混入（約1.3トと推定）	【原因】月齢算定のためのコンピュータのプログラムの不備（同社の他工場では問題ないことが確認されている） 【改善措置】再プログラムの実施、入力された月齢データの正確性の検証の実施等

米国産牛肉の混載事例の概要 ②

事案	事案の概要	原因及び改善措置
「牛もも肉」の混載 H20. 2. 29公表	スミフィールド社トワ工場から出荷された牛肉（1,219箱、約21ト）に衛生証明書に記載のないもの（もも肉）25箱が混載	【原因】倉庫業者において、日本向け貨物を受け取る際に従業員によって正しい箱数が確認されていないこと 【改善措置】スミフィールド社トワ工場は日本向け貨物と日本向けでない貨物を同じ車両では輸送しないこと、倉庫業者は、日本向け貨物をまとめる際箱数を正確に管理するよう従業員を再教育
「ショートロイン」の混載(せき住事案) H20. 4. 23公表	マヨカビーフ社カリア工場から出荷された牛肉（700箱、約17ト）に衛生証明書に記載のないもの（ショートロイン骨付き）1箱が混載	【原因】箱が損傷したショートロインを再箱詰めした際に、「日本向け」ラベルが貼り付けられた箱を使用したという人的エラー 【改善措置】箱にあらかじめ「日本向け」ラベルを貼り付けることを禁止、日本向け製品は箱詰め後封印前に全ての箱の内容と表示の同一性を確認等
「ひき肉」の混載 H20. 8. 8公表	カギル社ドッグシティ工場から出荷されたチャックロール（298箱、約3.8ト）に衛生証明書に記載のないもの（ひき肉）1箱が混載	米側において原因究明等を実施中 当該施設からの輸入手続きを保留中
「胸腺」の混載 H20. 10. 29公表	スイト社グランドアイト工場から出荷された冷凍牛肉（1,033箱、約19ト）に衛生証明書に記載のない牛胸腺9箱が混載	米側において原因究明等を実施中 当該施設からの輸入手続きを保留中
「牛タン」の混載 H20. 12. 11公表	スミフィールド社グリーン工場から出荷された牛タン（633箱、約6ト）に日本向けでない牛タン2箱が混載	米側において原因究明等を実施中 当該施設からの輸入手続きを保留中